

議案第6号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名」に改める。

(沼田市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 沼田市火入れに関する条例(昭和62年条例第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。